

大田区における障がい者差別に関する相談対応の流れ（イメージ）

相談者（本人・家族・友人・支援者等）



大田区の相談窓口

- 障害福祉課
- 地域福祉課（4か所）
- 障がい者総合サポートセンター

※1 区で実施する事業等については、当該事業を所管する所属で相談等を実施。
（上記の相談窓口や広聴広報課の窓口等でも相談できる。）

※2 東京都や国の相談窓口、事業者の設置する相談窓口（苦情受付窓口等）にも相談できる。

事実関係の確認（事業者へは任意の事情聴取等）、
関係部局・関係機関との情報共有・連携・引き継ぎ等

相談者への連絡・調整、事業者への説明、周知啓発等

解決しない場合
（改善がなされない場合等）

解決した場合

相談終了、情報・事例の集約、
地域協議会での情報共有等

紛争解決の仕組み

- 【第三者機関】 ※1
あっせん・勧告・公表等
- 【主務大臣】 ※2
差別解消法第12条に基づく
報告徴収・助言・指導・勧告
- 【裁判所】
訴訟の提起

※1 東京都では「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定（平成30年10月1日施行）し、紛争解決のための第三者機関（調整委員会）の設置を予定。

※2 障害者差別解消法施行令第3条で、各事業法等において、その事業者に対する監督権限に関する事務を地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととされている（必要な場合に主務大臣が自ら行うことは妨げない）。

※3 行政庁の処分等については、行政不服審査法等に基づく不服申立て等ができる。